

平成 29 年 宮城県議会(一般質問)6 月 26 日

【 質問内容・大綱 5 点 】

大綱 1 村井県政 3 期 12 年の総括と次期知事選への出馬について

- ① 村井県政 3 期 12 年の総括について
- ② 知事選への 4 選出馬について

再質問① 富県宮城の実現について

大綱 2 復興の先、2020 年からの宮城を見据えた県政の諸課題について

- ① 沿岸地域の人口流出と仙台市への一極集中について
- ② 宮城の将来ビジョンの更なる肉付けとなる、具体的な施策展開について
- ③ 広域連合設立について
- ④ 広域行政の推進役である県としての考えについて

再質問② 中小・小規模事業者への支援について

大綱 3 県立特別支援学校の新設と教員確保・育成対策について

- ① 仙台南部地区への県立特別支援学校の新設について
- ② 特別支援学級担当者の現状及び教員の確保・育成対策等について

再質問③ 県立特別支援学校の将来構想について

大綱 4 幼児教育の振興について

- ① 次期の学ぶ土台づくり推進計画について
- ② 私立幼稚園の特別支援教育費補助について
- ③ 私立幼稚園運営費補助について
- ④ 幼稚園教諭の人材確保支援事業及び処遇改善加算について

大綱 5 上工下水みやぎ型管理運営方式について

- ① 流域下水道の対象事業について
- ② 入水市町村に対する今後の展開と全量入水市町村との検討状況について
- ③ 地元企業の受注機会を確実に担保する仕組みの設置について

【 前段 】

まず冒頭に、6月7日に御逝去なされました自由民主党・県民会議、故・石川利一議員の御霊に対しまして、謹んで御冥福をお祈り申し上げ、生前の御功績に対し、深く敬意を表しますとともに、ご遺族の皆様にご心よりのお悔やみを申し上げます。

震災から復興する宮城、何より地元名取に対し、その志半ばで倒れてしまったことは、さぞ無念の思いであったかと存じます。これまで賜りました御指導に感謝の誠を捧げますとともに、故・石川利一議員の残されたその意思を、これまでともに活動してきた議員の1人として、しっかりと引き継いで参ることを申し上げます。

村井県政の3期12年が、知事の任期満了により、まもなく終えようといたしております。県内への企業誘致も順調に進められていく中、あの東日本大震災が起きました。私たちのふるさと全てが無残に大きく変わり果て、たくさんの尊い命を失い、大きな犠牲を払った、あの3月11日。極限状態の中にあっても、村井知事は極めて冷静に全力で復旧に尽力され、厳しいときも乗り越え、現在は知事自らが提唱された創造的復興のもと、これからの宮城を見据えた、様々な分野の未来に種をまくところまで復興の歩みを着実に進めてこられております。ここに至るまで、特に国と厳しい姿勢で対峙するその政治家の姿は、被災地の知事の中で比べても際立っており、国をも動かす政治手腕とそのリーダーシップに県民は大きな信頼を寄せ続けてきた12年間ともいえます。

しかし、その強いリーダーシップと言動も12年間という時間の中では、自らのお考え以上に、周りへの影響力、世間を動かす大きな力であることも十分に御理解いただきたいところであります。来月行われます仙台市長選挙擁立を市議会各党派が熟慮の上、見極めている最中の、経済人の出馬も選択肢といった、あの発言にあっては、仙台姿勢への介入とも捉えられ、知事のおごりであると断じる市議、地元の有権者の中にもおりましたことは、私も耳にした事実でありますので、僭越ではございますが、3期12年を総括する大事な時期にあって、知事の誤った政治姿勢のイメージが作られてしまうようなことは決してあってはならないと苦言を呈させていただくものであります。

【 大綱1 村井県政 3 期 12 年の総括と次期知事選への出馬について 】

質問1 3期12年の総括について

震災復興への対応など、就任当初からは想定できなかった、大変大きな課題にも取り組まれてきた、村井県政3期12年を総括していただき、その実現度、進捗度合いも含め、知事みずからの現在の考えをお聞かせください。

答弁1（村井嘉浩知事）

知事就任以降、私は、「富県共創！活力と安らぎの邦づくり」を掲げ、将来ビジョンの実現に全力で取り組んでまいりました。富県宮城の実現については、企業誘致による産業集積を図り、1万3000人の雇用を創出したほか、観光キャンペーンやインバウンド誘致に官民一体で取り組み、観光客数を伸ばしてきました。また、特別養護老人ホームを大幅に増やすとともに、保育所の整備や特別支援学校の新設などに力を入れ、安心して暮らせる地域づくりを進めてまいりました。

更に、富県宮城の成果を子育て支援など、福祉、教育施策の拡充につなげることができつつあります。県政の最優先課題である震災復興については、被災市町や国と連携しながら邁進し、災害公営住宅が計画の9割に当たる、約1万4000戸が完成したほか、災害に強いまちづくりや、被災事業者の早期再開による雇用の確保などを着実に進めました。また、創造的な復興にも挑戦し、仙台空港民営化や水産業復興特区、医学部新設などを実現いたしました。このように、宮城の将来像の実現と、震災復興に向けて懸命に取り組んできたところではありますが、一方で、いまだ多くの方々が仮設住宅に入居されているなど、復興は途上にあり、また、人口減少対策や復興需要後の経済活性化など、引き続き取り組むべき重要な課題があるものと認識をしております。

質問2 知事選への4選出馬について

県選挙管理委員会より、10月22日が投票日と示されました宮城県知事選挙、4選出馬への決意と覚悟はいかがなものか、お聞かせください。

答弁2（村井嘉浩知事）

我が県に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から、はや6年3カ月が過ぎました。県民の皆様が明日をも知れない不安にある中、私は、創造的復興の理念を掲げ、宮城県を震災前よりも一層発展させることを最大の目標に、きょうまで復旧・復興に邁進してまいりました。平成30年度からは、宮城県震災復興計画の発展期が始まり、復興は最終段階に入ります。これまでに、創造的復興を目指してまいった種が、ようやく実を結び始めて

いるところであり、今後、復興完遂に向けた取り組みをこれまで以上に強く、力強く進めていく必要があります。

また、震災前から実施してきた産業振興施策や、復興需要を背景に、本県経済は着実に成長を続けているところであり、生み出された富を、私が理想とする福祉、教育、環境や社会基盤の整備に充てる、富県戦略の本格的な展開がようやく緒についてきたところがあります。震災からの創造的復興、そして、富県宮城の実現をなし遂げることが、政治家として私に課せられた天命であり、今後もたゆまず、最後まで責任をもってその歩みを進めてまいりたいと強く思うところでもあります。これまでに、皆様から頂戴した数え切れない程の温かい励ましや強い期待をしっかりと受けとめ、議員の皆様の御支援を賜りながら、引き続き、県民誰もが幸福を実感し、安心して暮らせる地域づくりに全身全霊をささげて取り組んでまいりたく、この場におきまして、宮城県知事選挙への 4 選出馬を決意したことを表明させていただきます。議員の皆様におかれましては、変わらぬ御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

再質問1 富県宮城の実現について

来年度から震災復興計画発展期に突入いたします。復興に命をかけると、知事はいつも申し上げております。震災復興の完遂こそが最優先事項であるのは間違いございません。また、先ほど答弁にあった創造的復興、そして知事の何よりも原点である、富県宮城の実現。平成 27 年度の本県の県内総生産速報値を私も調査させて頂いたところ、名目では 9 兆 199 億円、実質では 9 兆 5148 億円であり、着実に毎年プラス成長を続けております。復興の先も見据えることになる、次なる任期、宮城の将来ビジョンの肉付けについて御質問させて頂きましたけれども、わかりやすい指標として、富県宮城の実現、「県内総生産 10 兆円への挑戦」を、引き続き掲げるべきであると考えておりますが、いかにお考えか確認させて頂きます。

再質問答弁1(村井嘉浩知事)

結論から申し上げますと、引き続き 10 兆円と言う大きな目標を掲げていきたいと思っております。現在約 9 兆 5000 億円というお話もありましたけれども、復興特需があつてこのようになっております。人口が減る中で、つまり消費が減る中でのこの数字は、非常に高い目標であることは間違いなくと思いますけれども、それぐらい高い目標を掲げながら県政を引っ張っていく、みんなで努力をしていかなければ、頂に届くことはないであろうということでその目標を引き続き掲げさせていただきたいと思っております。国が示しております経済成長率、それに 0.5%程度上乘せすることを前提で計算をしておりますので、国の経済成長なくして、宮城県のみで、ほかの都道府県が全て沈んでいる中で、宮城県だけが上昇し続けるということもあり得ないということは御理解いただきたいと思っております。

【 大綱2 復興の先、2020年からの宮城を見据えた県政の諸課題について 】

質問1 沿岸地域の人口流出と仙台への一極集中について

国立社会保障・人口問題研究所が2013年に試算していた推計値と、2015年に行われた国勢調査結果を比較する報告の中で、特に注目すべきは、県内沿岸地域の2015年国勢調査の人口は2013年に試算していた推計値から、いずれも大きく下回った結果となったことです。

その一方、仙台市は見込みよりも増加し、仙台市の一極集中は更に進んでいる結果にもなっております。2013年に推計された人口は、被災された方々が、震災前に住んでいた地域に戻ることも見込まれていた数値ですが、特に女川町や南三陸町などでは大きく予想数値を下回り、厳しい復興の道のりを色濃く映す結果となっております。また、このデータでは、岩手県の宮古市や陸前高田市など、津波で壊滅的な被害に遭った地域でありながら、推計と実際の人口に余り差が出なかった結果も示され、私たちはこの結果を厳粛に受けとめてまいりたいと考えます。本県の厳しい沿岸地域の人口流出と、仙台市の一極集中が進んでいる現状、また、岩手県の沿岸地域において、見込まれた数値に対して大きな開きが出なかった結果など、この件に関する知事の御所見をお聞かせください。

答弁1（村井嘉浩知事）

国立社会保障・人口問題研究所が行った人口推計と国勢調査の実績の間に乖離が生じた要因につきましては、同研究所においても明らかにされておりませんが、多くの沿岸被災市町において、災害公営住宅等、住まいの復興が進む中でも、なお、人口減少が続く状況にあると認識しているところであります。県といたしましては、被災地において持続的な地域づくりを進め、人口減少を抑制できるよう、市町と力を合わせて、復興を加速させるとともに、安定した雇用の創出や若い世代が安心して、結婚、子育てができる環境の整備に引き続き積極的に取り組んでまいります。

質問2 宮城の将来ビジョンの更なる肉付けとなる、具体的な施策展開について

地方における人口減少の問題については、国が本腰を入れて取り組む姿勢に呼応し、本県でも宮城県地方創生総合戦略を平成27年10月に策定いたしました。人口減少の問題は多岐にわたる重層的に課題を抱える問題であり、劇的な好転を望める対策もなく、地道に効果があらわれるまで時間を要するものではありませんが、少子高齢化にあって加速する自然減、本県においては震災以降、如実にあらわれている沿岸地域の人口転出に見られる社会減、さまざまな形で人口減少が進むいずれの地域にあっても、最も効果的な有効策とされるのは、地域における雇用の量の拡大と維持、更には、新たな雇用の創出という安定した雇用の確保にほかなりません。これまで知事のリーダーシップにより進めてこられた企

業誘致を継続させながらも、今後は、中小企業、小規模事業者の産業振興と地域再生という視点に重きを置いて、県民1人1人、特に宮城県で生まれ育ち学んだ若い世代の皆様が、地域にしっかりと根をおろし、地域のために、家族のために暮らしていけるという安心を震災復興計画完了後の2020年以降の確かな宮城の姿として示せるよう、未来への投資を意識した、新たな成長の芽を育み育てていくべきであると考えます。宮城の将来ビジョンの更なる肉づけとしての、今後の具体的施策展開についてお聞かせください。

答弁2（村井嘉浩知事）

県では、昨年度、宮城の将来ビジョンを改定し、復興需要後を見据えた地域経済の活性化や、人手不足対策など、今後、重点的に取り組むべき課題と捉え、全庁的に、課題解決に向けて検討を進めているところであります。具体的には、今月公布された地域未来投資促進法など新たな制度もうまく活用しながら、産業集積を更に進めるとともに、中小企業や小規模事業者に対するきめ細かい支援を一層強化し、地域における安定的な雇用の場の確保につなげてまいります。また、女性や高齢者などが働きやすい職場環境づくりに力を入れていくほか、若者の地元定着や首都圏などからのU I Jターンなど、人材の流出防止と流入促進に向けた取り組みを更に強化してまいります。私が知事に就任して以来、これまで進めてきた富県宮城の取り組みの成果が次第にあらわれてまいりました。今後も、産業集積を県政運営の柱に据えながら、あらゆる分野との相乗効果を追求し、県民一人一人が幸福を実感し、安心して暮らせる宮城の実現に全力を尽くしてまいります。

質問3 広域連合設立について

村井知事は、地方分権論者でもあり、道州制推進派の政治家でもあります。平成22年の震災前、北海道東北地方知事会にて、地域主権改革は国の消極的な対応では進展が見られないと投げかけ、広域連合構想を提案したのは、村井知事であります。地震、津波、火山、山火事等々の県の枠組みを越えた防災対策や、外国人観光客誘致に向けた観光戦略、高度医療や各県の特色を生かした農業、海外販売戦略等々、東北というポテンシャルを生かした、更なる連携を図りつつ、国の出先機関の移譲の受け皿としての広域連合のあり方も含め、議論を再開する時期に来ているのではないかと提案いたしますが、震災後の北海道東北地方知事会の動きと、広域連合設立に向けたお考えをお聞かせください。

答弁3（村井嘉浩知事）

北海道、東北の各道県が地域の活力を維持し、向上させていくためには、これまでの自治体の枠にとらわれず、さまざまな分野で連携を進めていくことが極めて重要と考えております。このため、平成22年度に私の提案により、北海道、東北における広域連合のあり方などについて検討する、事務レベルの会議を立ち上げました。その後、平成24年に国の

地方機関の事務を広域連合へ移譲する法案の閣議決定がなされましたが、国会への法案提出が見送られたことや、各道県にはさまざまな意見があったことから、広域連合の創設等を検討するまでには至っておりません。しかしながら、経済、観光、防災など、各道県に共通する具体的な課題については、これまでも連携を深めてきており、震災での経験を踏まえた広域的な防災体制を構築するため、大規模災害時の相互応援協定を見直したほか、東北観光推進機構における広域観光周遊ルートの設定や、東北各県の知事が台湾において合同で観光PRを行うなど、具体的な取り組みを進めてまいりました。現時点においては、北海道東北地方知事会などを活用し、まずはさまざまな分野で広域連携の成果を着実に積み重ねることが重要だと考えております。

質問 4 広域行政の推進役である県としての考えについて

地方自治において 2 層制をとる我が国は、広域行政の推進は県の役割であり、それぞれの市町村における自治体運営を尊重しながらも、宮城県としてのグランドデザインは、県みずからで描き、推し進めるものであり、国にお伺いを立てるものではありません。県内 35 市町村のそれぞれの持つ力を 1 つの点のままにすることなく、宮城県としての大きな 1 つの線としてつなげ、宮城県の持つ力を最大限に引き出すことが、広域行政を担う県の大きな責任であります。本県の特徴として、県北地域は合併により市町の規模、能力は拡大し、県南地域の合併が行われてこなかった地域間でも、一般廃棄物の処理等では、広域事務組合にて広域行政を行っております。今後の本県を考える上で、改めて現況のあり方を整理する必要があると考えておりますが、これまで市町村への職員派遣や一部事務組合及び広域連合への派遣はどのような考えのもと、どのような形で行ってきているのか、そして、県としてどのような分野で代行制度の活用を図ってきたのかをお聞かせください。また、県内首長による市町村長会議を知事はどのような位置づけで開催されているかについてもあわせてお聞かせください。

答弁 4（村井嘉浩知事）

広域自治体である県は、市町村みずからが地域の特性に応じたまちづくりを主体的に行うことができるよう、必要な支援を講じていくとともに、県内各地域の自立的発展に向け、戦略的役割を果たしていく必要があるものと考えております。このような考えのもと、県職員の派遣については、市町村の要請に可能な限り対応することとしており、これまで、市町村合併後の体制強化や県からの権限移譲に伴う支援等のため派遣をしてまいりましたが、現在は、震災対応に重点を置いた支援を行っております。また、代行制度については、単独での設置が困難な行政委員会や、高度な専門性が必要であるものの、市町村単独で職員を確保するほどの事務量が見込めない分野などについて、事務の受託などを活用し、支援してきたところであります。市町村長会議については、人口減少や今後の地域のあり方

など、県内の行政の諸課題に対応すべく、県と市町村が相互に行政を適切かつ円滑に推進することを目的に開催しているものであります。私と首長との間で率直な意見交換を行いながら、よりよいパートナーシップの構築に努めているところであります。

再質問2 中小・小規模事業者への支援について

地域を歩き、東京オリンピックや震災復興完遂後の2020年、つまり、平成32年以降の本県の地域経済を危惧する多くの中小・小規模事業者の声をお聞きいたします。まだまだ復興の形が見えない沿岸地域のことは今後も十分に対応していかなければなりませんけれども、多くの皆さまが先行きに不安を感じている復興の先、宮城県の在り方もすでに大いに議論を深めていかなければならない大切な時期であると考えております。

議論の切り口の1つとすれば、国が掲げるローカル・アベノミクスの連携の下、本県においては9割以上を占める中小・小規模事業者を対象に、業種ごと地域ごとに波及効果の大きい取り組みを戦略的且つ集中的に支援し、中小企業の生産性を稼ぐ力を向上することで地域経済の好循環を創出していくことが鍵であると考えております。

その1つとして、2月定例議会において、具体的に踏み込まれました次世代素材として脚光を浴びるセルロースナノファイバーは成長性の高い新たな分野であることを、委員会調査で現場をお伺いし、私も地域経済における稼ぐ力の好循環の作れる分野である可能性に大いに期待を持ったところであります。今年度、経済産業省が推進する地域未来投資促進税制を活用しながら、そしてまた、本県の発展税を活用しながら、その他あらゆる政策支援も投入しながら、このセルロースナノファイバーへの集中投資をひとつ考えていくべきだと思います。この施策展開と、また、9割以上を占める中小・小規模事業者における施策展開もお聞かせ下さい。

再質問答弁2（村井嘉浩知事）

セルロースナノファイバーに施策支援として、ある程度集中的に応援してはどうかという話でございました。現在これに取り組んでおりますのは、日本製紙さんで、大変大きな企業でございますので、まずは、企業として努力していくということが重要であると思っております。ただ、その商品に対して県民の皆様に広くPRしていくお手伝いは我々もしていこうと思っております。

一方、中小企業に対して、業種別、地域別にいろいろ抱えている課題があると思われるので、それをしっかりと応援することを考えていくべきだというのは、もっともな御指摘でございまして、県内の大部分が中小企業でございますので、今後、中小企業に対する施策というものを更に充実させていこうと思っております。今までトヨタ自動車はじめ大きな企業を応援してきたではないかとよく言われますが、トヨタ自動車の組み立て工場が来て、マザー工場が来たおかげで、その下の1次サプライヤーが来て、そして更に2次サプ

ライヤーが育ってきて、そしてどんどん地元の企業が受注を多くしてきているという例が出てまいりました。やってきたことが間違っていないと思っておりますので、今後は、視野を広げていけるように、努力していきたいと思っております。

【 大綱3 県立特別支援学校の新設と教員確保・育成対策について 】

質問1 仙台南部地区への県立特別支援学校の新設について

仙台圏域の県立特別支援学校の狭隘化の解消は、現在、県執行部と議会において共通認識している喫緊の課題であります。平成28年9月定例県議会において、特別支援学校の狭隘化解消に向けた同趣旨の請願2本が全会一致で採択され、その会期中に行われました自由民主党・県民会議、高橋伸二議員の代表質問に対し、今後、就学する児童生徒の見込み数を考慮すれば、狭隘化の解消には至らず、特に増加が見込まれる仙台南部地区への特別支援学校の新設を視野に、更に検討していく旨の知事答弁もございました。少子化にかかわらず、知的特別支援学校に在籍する児童生徒数や、特別支援学級の中学校を卒業して、特別支援学校高等部に入学する生徒数が増加を続けていることは、県教育委員会の実績値でも明らかになっております。改めて先般、9月定例県議会の仙台南部地区への県立特別支援学校の新設を早急に推し進めていく県としての意思を強く示していただく意味も含めまして、仙台南部地区における県立特別支援学校の建設候補地とその対象と児童生徒数の規模、そして、開校時期のめどについてもお聞かせください。

答弁1（村井嘉浩知事）

仙台地区における特別支援学校の狭隘化対策は喫緊の課題であることから、建設候補地は、既存の県有地の中で、学校建設に必要となる面積や、児童生徒の通学時間等を考慮し、旧拓桃医療療育センター及び拓桃支援学校跡地を基本に、現在検討を進めております。新設する学校については、現状を踏まえ、知的障害のある児童生徒を対象とした小学部から高等部を設置するほか、近年、急増している中学校の特別支援学校の生徒の進学先の1つとして、いわゆる高等学園の機能もあわせ持ったものを検討しております。学校の規模や開校時期につきましては、対象児童生徒数の見通し等をもとに、教育委員会において精査しているところであり、可能な限り早期に開校できるよう進めてまいります。

質問2 特別支援学級担当者の現状及び教員の確保・育成対策等について

子供たち 1 人 1 人の異なる障害や程度の具合に応じ、きめ細かな指導・支援が、今後も継続的に必要とされていく中で、教員の人材不足と育成も狭隘化の解消と同じぐらい喫緊の課題であると考えます。全国的な課題として、特別支援学級担当者の約半数は特別支援学級での十分な職務経験が積まれていないというのが現状であり、特別支援学級の教育課程の特徴や状況を把握する機会がないまま、前年度の教育課程を引き継いで編成しているケースも少なくないという現状もあります。本県の特別支援学級担当者の現状と、特別支援学校や特別支援学級の教員確保、育成対策とその研修のあり方を含めお聞かせください。

答弁 2（高橋仁教育長）

県教育委員会では、共に学ぶ教育環境づくりの観点から、これまで、特別支援学校と小中学校間の人事異動を積極的に行ってきたほか、県総合教育センターを中心に、新たに特別支援学級を担当する教員への研修を初め、特別支援教育に関する専門性を向上させるための各種研修を実施してきたところであります。また、希望する教員を積極的に特別支援学校に配置するほか、現職教員が特別支援学校教諭免許状を取得するため必要な単位修得のための講習を開設するなどの取り組みも行っております。加えて、今年度実施する教員採用選考では、特別支援教育に関する専門性を持った人材をより多く採用するため特別支援学校枠を新設したところです。今後とも、小中学校の特別支援学級における更なる教育の充実に向けて、人材確保や研修の充実を図ってまいります。

再質問 3 県立特別支援学校の将来構想について

特別支援学校狭隘化に向けた、県の明確な姿勢として、地元、太白秋保の拓桃園跡地を選定して頂きましたことに心より感謝申し上げます。この拓桃園跡地の利用に関する陳情書を、平成 27 年 12 月に地元の湯元地区連合町内会、秋保温泉組合、六団体の皆様とお伺いし、その内容は民間事業者への売却を懸念したものでございましたので、引き続き県がしっかりと関与して頂くことに地元の皆さまも安堵していることと思います。その陳情内容を踏まえた周辺整備も含めて、特別支援学校の特性上、その運営には地域の皆様の御理解、また御協力は必要不可欠でございますので、地元の全面的な協力を得るためにも今後とも丁寧な説明をして頂ければと思います。東北屈指の温泉街でもあり観光地でもありません秋保温泉としての特性も生かしながら、社会的職業的自立を目指した県立特別将来構想が必要であると考えておりますが、現時点での構想などがございましたらお聞かせ下さい。

再質問答弁 3（高橋仁教育長）

まずは、今般、知事からお話を申しあげました新しい支援学校について、地域の皆様の御理解を頂き、地域としっかり連携した形の学校をつくっていきたいと考えております。

それを初めとした特別支援教育の全体像については今後更に検討してまいります。

【 大綱 4 幼児教育の振興について 】

質問 1 次期の学ぶ土台づくり推進計画について

人格の基礎を育てる幼児教育の重要性が世界中で改めて強く認識され、見直されている機運の中で、幼児教育の更なる振興に向けた動きが活発化しております。国では、議員発議による幼児教育振興法案が、平成 28 年 5 月、衆議院に提出されました。現在委員会内で継続審査中ではありますが、国民的な合意のもと、早期の法案成立を強く望むところであり、この法案の基本理念は、5 つの柱で構成されておりますが、その中でも幼児教育と小学校における教育との円滑な接続に配慮されることが示されている点は、非常に大事な視点であると考えております。

昨年の文教警察常任委員会では、福井県の福井型 18 年教育の取り組みへの視察を行い、福井県保幼小接続事業の中において、互いの教育内容や子供たちについて分かり合う連携から、五歳児の遊びと、1 年生の学びの連続性を持った接続を重視するカリキュラムや、学区ごとの教員間での集まりなど、先進的な取り組みを進められている実例を大変意義深く視察をさせていただきました。本県には幼児教育推進のための第 2 期学ぶ土台づくり推進計画がございますが、今年度は計画の最終年度でもあります。幼児教育振興法の成立を視野に入れ、保幼小接続、小中高接続体制を図るため、第 3 期学ぶ土台づくり推進計画には先進的な福井県の取り組みをモデルプランとして盛り込むべきではないでしょうか。御提案いたしますが御所見をお聞かせください。

答弁 1（高橋仁教育長）

県教育委員会においては、幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎を築く、学ぶ土台づくりの時期と捉え、平成 23 年 3 月に知事部局と合同で、学ぶ土台づくり推進計画を策定し、幼児教育を推進してまいりました。御指摘のありました、幼児教育振興法案や福井型 18 年教育で重要視されている幼児教育と学校教育の接続については、我が県においても課題の 1 つと捉えており、幼稚園や小学校の教員、保育士等を対象とした、学ぶ土台づくり研修会や、今年度から新たに実施している幼児教育アドバイザー派遣事業を通して、幼・保・小の連携強化に向けた取り組みを進めてきているところです。また、幼児教育の重要性に鑑み、ことし 3 月に策定した第 2 期宮城県教育振興基本計画においても、基本方向の 1 つとして、幼児教育の充実を掲げたところであり、第 3 期学ぶ土台づくり推進計画の策定に当たっては、重要な施策の 1 つとして、福井を初め他県の取り組みも参考にしながら更に検討を進めてまいります。

質問2 私立幼稚園の特別支援教育費補助について

平成 23 年 2 月、予算特別委員会において、私立幼稚園に対する特別支援教育補助について質疑をさせていただきましたが、その際に、平成 22 年度の児童数 247 名、その予算額、約 1 億 8000 万円の数字を確認させていただきました。その後の推移としては、平成 28 年度は児童数 396 名、予算額が約 3 億円、今年度は 438 名、約 3 億 2300 万円になっております。この数字が示すとおり、発達障害児は年々増加傾向にあります。その予算措置における補助基準は 2 人以上の障害児を受け入れている学校法人幼稚園の場合は、国庫補助基準も加わり、障害児 1 人当たり 78 万 4000 円の金額になっており、その内訳は国と県それぞれが 2 分の 1 の折半での予算措置となっております。しかし、これが学校法人幼稚園でも障害児 1 人や学校法人以外の場合となると、国庫補助はなく、県が全額を負担するのみの 39 万 2000 円となりますが、これらは、いずれの条件においても、全て一律に 1 人当たり 78 万 4000 円となるよう、国への予算措置を強く要望していただきたいと考えます。また、たとえ 78 万 4000 円の補助であっても、月額計算すれば、約 6 万 5000 円の補助であり、慢性的な人材不足の中で、新たな幼稚園教諭を満足に採用することもできない現場の切実な実情も、改めて御理解いただきたいと考えております。心身障害児に配慮した幼児教育の環境整備のため、特別支援教育補助に対する補助単価 78 万 4000 円、そのものを引き上げていくこともあわせ、県は国と協力した早急な対応を求めますが、御所見をお聞かせください。

答弁2（佐野好昭総務部長）

県では、私立幼稚園における心身障害児教育の振興を図るため、特別支援教育に係る経費に対し補助しております。補助対象園児数は増加傾向にあり、受け入れている幼稚園の負担は大きいことから、当該補助制度のニーズは年々増していると認識しております。県といたしましては、園児 1 人 1 人の状況に応じた適切な教育が行われるよう幼稚園の受け入れ体制の整備を図るため、当該補助事業は重要と考えておりますので、対象要件の見直しや単価の引き上げ等について実態を把握しながら国への要望を検討してまいります。

質問3 私立幼稚園運営費補助について

本県の私立幼稚園運営補助費は国の財源措置に歩調を合わせ、毎年少しずつであります。運営費補助をアップしていただいておりますことに関係者の 1 人として感謝申し上げます。しかし、平成 29 年度、園児 1 人当たりの運営費補助単価は 17 万 8069 円となり、国が財源措置している金額から 4584 円低くなっております。その理由は、私立幼稚園の教職員の年金や退職手当を支払っている団体へ補助を出しているためであり、その総額は約 1 億 1000 万円です。教職員の年金や退職手当である総額分を県単独補助費で財政措置

することは、本県の財政力を鑑みれば、決して出せない金額ではないと考えます。段階的に国が財政措置している補助単価まで引き上げていくことを強く求めますが、御所見をお聞かせください。

答弁3（村井嘉浩知事）

県内の幼稚園児のうち、私立幼稚園に在籍する園児は8割を超えており、各私立幼稚園には我が県の幼児教育の振興に重要な役割を担っていただいております。県といたしましては、財政状況が非常に厳しい中でも、運営費補助につきましては、平成13年度以降、毎年その単価を引き上げてきたところであります。今後も引き続き補助単価の引き上げに努めてまいります。私立幼稚園に対する支援につきましては、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が始まったことにより、私学助成だけでなく、「認定こども園」への移行など、新制度も含めた全体の中で検討する必要があると考えております。私立幼稚園や子供たちにとって、プラスになるよう、引き続きできる限りの努力をしております。

質問4 幼稚園教諭の人材確保支援事業及び処遇改善加算について

幼稚園教諭と保育士の社会環境を照らし合わせれば、そのいずれも賃金形態がほかの職種と比べ恵まれておらず、その賃金形態ゆえ、資格を持ち、仕事としての求人も十分にありながら、選ばれる職種になっていないことが現実の問題としてあります。また、公立と私立の所得や処遇等の公私間格差も依然縮められておりません。そのような中、待機児童解消のための新設保育所設置も進められ、保育士は全国規模で人材不足が深刻となり、国が主導となって平成25年度より毎年処遇改善が進められております。平成24年度との比較で、今年度は約10%上昇、月額約3万2000円から最大4万円のアップとなる処遇改善加算が行われました。しかしその一方、本県の幼児教育の中核を担っている私立幼稚園も同様に深刻な教員不足の状況にあります。このような措置がなく、人材確保は保育士以上に支障を来しております。文部科学省は平成29年度の新規事業として、幼稚園教諭の人材確保支援事業を推進するとしておりますが、どのようなスキームになっているのかお聞かせください。また、私立幼稚園における幼稚園教諭にも、保育士等と同等の処遇改善加算が必要であると考えますが、国への要望を含め、本県の対応をお聞かせください。

答弁4（佐野好昭総務部長）

国では、今年度から幼稚園に優秀な人材を確保するための先導的な取り組みを支援する事業のほか、私立幼稚園が教員の確保に苦慮している状況を踏まえ、人材確保のための取り組みに対する補助を実施することとしております。補助スキームは専任教員に対し、通常のベースアップを超える給与改善を行った私立幼稚園に対し、県が支援を行った場合、国が県に補助するというものです。国から補助対象や要件等は示されていますが、県に対

する補助率については、ことし10月を目途に需要調査を行った上で示すこととされているため、当該調査と補助率提示の早期の実施を国に求めているところです。県といたしましては、国の補助率が決まり次第、対応を決定したいと考えておりますが、保育士と同等の処遇改善加算については、幼稚園の取り組み状況や意向等を確認しながら国への要望を検討してまいりたいと考えております。

【 大綱5 上工下水みやぎ型管理運営方式について 】

質問 1 流域下水道の対象事業について

本県において検討が進められている上工下水みやぎ型管理運営方式は、県がこれまでどおり水道資産を公共のものとして所有した上で、市町村との料金設定や、契約水量等の事業調整、管路の更新などを行い、県との運営契約に基づき、水道水の供給等、日常的な運営や、設備機器のメンテナンス業務を新たに民間事業者と行っていくこととしており、大阪市の議論において懸念された、公共性の担保も示されている提案になっております。この民間との連携を盛り込んだ提案の出発点は、地域人口の減少に伴って進む、水道料金収益の減少や施設老朽化による維持管理費のコスト増大など、将来の厳しい経営環境が想定される中で、水道料金の値上げなど、今後の負担が生じないように、赤字の出にくい経営体質にしていくことがその始まりであると考えております。

また、国は、県や市町村に対して、広域化や官民連携による、経営基盤の強化を要請しておりますので、水源から蛇口までの一元管理を可能にさせた二重行政の無駄の削減にもつながると考えております。このたび検討が進められている上工下水みやぎ型管理運営方式では、上水道2事業、工業用水道3事業、流域下水道2事業が対象となっておりますが、全体で7事業ある、下水道において残り5事業はなぜ対象外になっているのかをお聞かせください。

答弁1（村井嘉浩知事）

みやぎ型管理運営方式の対象事業につきましては、当初、企業局が所管している水道用水供給事業及び工業用水道事業を対象に検討を始めたものであります。その後、流域下水道事業が地方公営企業法の規定を適用することとあわせて、企業局への移管が検討されていることを受け、全7事業のうち、水道事業と事業区域が重複し、規模の大きい仙塩流域及び阿武隈川下流流域下水道の2事業を対象事業に加えたものであります。現在、みやぎ型管理運営方式の導入可能性等調査を実施しており、その中で、管理運営のあり方を踏まえながら、2つの流域下水道事業に限定することなく、対象事業を決定することとしております。私といたしましては、できるだけ幅広く検討するように指示をしているところであります。

質問2 入水市町村に対する今後の展開と全量入水市町村との検討状況について

広域上水道からの供給先は 25 市町村が対象となっておりますが、この 25 市町村に対する県としての今後の展開と、25 市町村のうち、全量受水をしている 6 市町村について、改めて市町村名を確認させていただきながら、各市町村との検討状況の進展についてもお聞かせください。

答弁2（村井嘉浩知事）

みやぎ型管理運営方式は、民の力を最大限活用した最適な管理運営方式を目指すものであり、その枠組みを活用することで、市町村の経営効率化を図ることが可能になると考えたことから、市町村との連携も念頭に置き、検討することとしたものであります。当初、広域水道を全量受水している、富谷市、村田町、柴田町、七ヶ浜町、大和町及び大衡村の 6 つの市町村については、水源から蛇口までの一元管理が可能になるのではないかと考えておりました。

一方、市町村の水道事業の多くは、厳しい経営環境にあり、みやぎ型管理運営方式の活用によるスケールメリットの発揮等が期待されることから、市町村が主体的に判断できるよう、受水状況にかかわらず、全ての受水市町村を対象として、みやぎ型管理運営方式について、情報提供を行うほか、市町村それぞれの課題等についても意見交換を進めているところでございます。

質問3 地元企業の受注機会を確実に担保する仕組みの設置について

日常の維持管理業務と設備更新への投資は民間に委ねることとしておりますが、その管理運営会社は東京本社企業共同体や、外資系企業共同体が参加されることが予想されます。水が地産地消であるのであれば、その担い手も地元宮城県の企業であってほしいと強く願うとともに、地元経済に与える影響も懸念するところであります。管理運営会社から発注する案件の中には、空調設備や消防設備等の点検業務や、一般的な電気設備の工事等があるかと思われませんが、地元企業の受注機会を確実に担保したスキームを考えていただくよう要請をいたしますが、御所見をお聞かせください。

答弁3（村井嘉浩知事）

上工下水みやぎ型管理運営方式は、県がこれまでどおり公営企業として責務を果たすとともに、公営企業として更なる経済性を発揮するため、水道事業の一部に、公共施設等運営権を設定し、民間の経営ノウハウや資金、技術力を最大限活用して、コスト削減と更新投資の抑制を図り、経営の安定化を実現しようとするものであります。みやぎ型管理運営

方式では、日常の運転維持管理業務と設備更新投資は民間に委ねることとしておりますが、管路の更新や修繕等の土木工事は、引き続き県が発注することとしております。また、水道設備としての専門性が求められる電気・機械設備などの更新につきましては、これまでも地元企業の受注機会が限定的であったことから、みやぎ型導入による地元企業への影響は、少ないものと考えております。

なお、今後、運営権を取得した民間事業者が発注する空調や消防設備等の点検業務、一般的な電気設備の修繕工事などにつきましては、健全な競争のもとで受注可能なものがあると考えており、地元企業の受注機会の確保や地域経済への影響に配慮しながら検討を進めてまいりたいと考えております。